# 平成30年6月12日

第2回南知多町議会定例会会議録

# 1 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報告第1号 平成29年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につい て
- 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について ((損害賠償の額の決定及び和解について (大井地区内における交通事故))
- 日程第6 報告第3号 専決処分の報告について((損害賠償の額の決定及び和解について(内海地区内における車両損傷事故))
- 日程第7 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(南知多町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第8 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(南知多町都市計画税 条例の一部を改正する条例について)
- 日程第9 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(南知多町国民健康保 険税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第10 議案第34号 新たに土地が生じたことの確認について(大字篠島)
- 日程第11 議案第35号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更について(大字篠島)
- 日程第12 議案第36号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第13 議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第14 議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第15 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第16 議案第40号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第17 議案第41号 農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の 割合を4分の1以上とすることの同意について
- 日程第18 議案第42号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第19 議案第43号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第20 議案第44号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第21 議案第45号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第22 議案第46号 農業委員会委員の任命同意について

日程第23 議案第47号 農業委員会委員の任命同意について

日程第24 議案第48号 農業委員会委員の任命同意について

日程第25 議案第49号 工事請負契約の締結について(日間賀島渡船施設整備工事)

日程第26 議案第50号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

日程第27 議案第51号 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について

日程第28 議案第52号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例について

日程第29 議案第53号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第30 議案第54号 平成30年度南知多町一般会計補正予算 (第1号)

# 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

# 3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	Щ	本	優	作	2番	鈴	木	浩	$\stackrel{-}{-}$
3番	片	山	陽	市	4番	小	嶋	完	作
5番	内	田		保	6番	石	垣	菊	蔵
7番	服	部	光	男	8番	藤	井	満	久
9番	吉	原	_	治	10番	松	本		保
11番	榎	戸	陵	友	12番	石	黒	充	明

欠席議員 (なし)

# 4 説明のため出席した者の職・氏名

町			長	石	黒	和	彦	副	H	丁	長	北	Ш	眞オ	大夫
総	務	部	長	中	Ш	昌	_	総	務	課	長	大	岩	幹	治
検ィ	上財	政 課	長	Щ	下	忠	仁	防约	災安	全 課	長	内	田	純	慈
税	務	課	長	神	谷	和	伸	企	画	部	長	田	中	嘉	久
企	画	課	長	滝	本		功	地力	或 振	興課	長	滝	本	恭	史
建意	2 経	済 部	長	鈴	木	良	_	建	設	課	長	鈴	木	淳	<u> </u>

産業振興課長 川端徳 法 水 道 課 長 相川 徹 厚 生 部 長 田 中 吉 郎 住 民 課 長 宮 地 利 佳 福 祉 課 長 環境課 長 廣 相 Ш 和 英 宮 地 保健介護課長 鈴木茂 夫 教 育 長 大 森 宏 隆 教育部長兼 学校教育課長 山 下 雅 弘 社会教育課長 崇 史 森 学 校 給 食センター所長 会計管理者 宮 本 明 兼出納室長 鈴木正則 政 学校教育課 指 導 主 事 蟹江敏 広

# 5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 相 川 博 運 主 幹 大久保 美 保

[ 開会 9時30分 ]

# 〇議長 (藤井満久君)

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を6月定例町議会に御出席をいただきまして、まことにあり がとうございます。

ただいま南知多町においては地球温暖化防止及び経費節減のため、さわやかエコスタ イルキャンペーンを実施しておりますので、議会もノーネクタイ及び軽装で実施してま いります。

また、本日は世界中が注目している米朝首脳会談が間もなくとり行われようとしています。皆さんも期待と関心が大きいかとは思われますが、私たちにとっては本日は重要な6月定例町議会の初日であります。気持ちを切りかえていただき、議会運営に御協力をしていただくことをお願いします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 30年第2回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議 案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付して おります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

# 〇議長 (藤井満久君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において10番、松本保議員、 11番、榎戸陵友議員を指名いたします。

# 日程第2 会期の決定

# 〇議長 (藤井満久君)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの11日間といたしたい と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定しました。

# 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

# 〇議長 (藤井満久君)

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。町長。

#### 〇町長 (石黒和彦君)

皆様、おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様方におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

本年度、重点的に取り組んでいくこととして、3月定例会におきまして3つのふやす もの、減らすものをお示しさせていただきました。これに関連する4つの取り組みを紹 介いたしまして、諸般報告とさせていただきます。

まずふやすものの1つ、空き家情報とその活用をふやすことに関連し、空き家等対策 に関する協定の締結につきまして報告いたします。

去る5月16日に、一般社団法人愛知県宅地建物取引業協会と空き家等対策に関する協定を締結いたしました。この協定によりまして、空き家バンクへの物件登録の増加が期待でき、所有者や利用者におかれましても宅建協会の専門家によるアドバイスを受けられるようになります。

次に、減らすものの1つ、ごみ減量化に関しまして、昨年10月よりミックスペーパーの分別収集に御協力をいただいておるところでございますが、5月末までの実績が確認できましたので御報告いたします。

この8カ月間に、本町全体では73.68トンのミックスペーパーを回収することができました。この分、可燃ごみが減量されたこととなります。これもひとえに住民の皆様方の御理解と御協力のたまものと厚く感謝申し上げる次第でございます。現在、目標の60%を超えておるところでございまして、引き続きさらなるごみの減量、資源化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

続きまして、水切りバケツの無料配布等について御報告いたします。

こちらも5月16日から役場環境課と内海、師崎サービスセンターにおきまして1,000個の水切りバケツの無料配布を行いました。生ごみのうち約80%が水分であることから、水切りバケツを活用していただき、水分を減らすことによりましてごみの減量に大きな効果が期待できるものと考えております。

また、来月からは「がんばるごみの減量報奨金制度」も始まりますので、水切りバケツを活用するなど、家庭から出る生ごみの減量に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、水切りバケツ配布終了後におきましても、多くの住民の皆様方から配布希望の お声をいただいておりますので、早急に300個の追加配布ができるよう準備していると ころでございます。

次に、減らすものの1つであります交通事故に関しまして、昨日6月11日をもって交通死亡事故の連続無事故記録が699日となりました。平成23年1月に私の就任以来、これまでの最長記録は698日でありましたので、これまで超えることのできなかったこの記録をここに更新ができました。それも町民の皆様の御協力と、日々交通事故撲滅のために活動されている方々のおかげと心から感謝申し上げ、2年、3年とこの記録が続きますよう皆様とともに交通安全により一層努力してまいります。

最後に、医療費の削減を目指して、町民の健康管理に関し国民健康保険事業として取り組む人間ドックの助成について御報告申し上げます。

去る5月1日に募集を開始したところ、わずか3時間ほどで定員に達しました。予想をはるかに上回る反響をいただき、この事業の大切さを改めて認識いたしました。健康への意識を高めることが医療費の抑制、特定健康診査の受診率アップにつながることと信じ、次に生かす必要性を強く強く感じているところでございます。

以上で諸般報告とさせていただきます。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日提出させていただきます案件は、繰越明許費繰越計算書についてをはじめ報告3 件及び専決処分の承認を求めることについてをはじめ24議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第1号の平成29年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越明許費を翌年度に繰り越しましたので地方自治法施行令第146条第2項の規定

により議会に報告するものであります。

報告第2号の専決処分の報告につきましては、南知多町大字大井地区内で発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し和解することにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第3号の専決処分の報告につきましては、南知多町大字内海地区内で発生した車両損傷事故につきまして、損害賠償の額を決定し和解することにつき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第31号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告をし、その承認を求めるものであります。

議案第32号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでありまして、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第33号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして、南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告をし、その承認を求めるものであります。

議案第34号の新たに土地が生じたことの確認及び議案第35号の公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更につきましては、平成28年7月26日付で愛知県に免許されました漁港施設用地の公有水面の埋め立てにつきまして、平成30年2月9日に竣工認可を受けましたので、新たに土地が生じたことの確認につきましては地方自治法第9条の5第1項の規定、また公有水面の埋め立てに伴う字の区域の変更につきましては、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第36号の人権擁護委員の推薦につきましては、5名の委員のうち1名の方が平成

30年9月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として1名の方を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

議案第37号から議案第39号の固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、3名の委員が平成30年7月3日、同9日、同14日をもってそれぞれ任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、3名の選任同意をお願いするものであります。

議案第40号の教育委員会委員の任命同意につきましては、5名の委員のうち1名の方が平成30年7月14日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、任命同意をお願いするものであります。

議案第41号の農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることの同意につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定に基づき、農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたいので、議会の同意をお願いするものであります。

議案第42号から議案第48号の農業委員会委員の任命同意につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、7名の任命同意をお願いするものであります。

議案第49号の工事請負契約の締結につきましては、去る5月30日に日間賀島渡船施設整備工事の入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第50号の南知多町税条例の一部を改正する条例及び議案第51号の南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例の2議案につきましては、地方税法等の一部を改正する 法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第52号の南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公営住宅法の一部改正が平成29年7月26日に施行されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第53号の南知多町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険 法施行令の一部改正が平成30年8月1日に施行されることに伴いまして、現行条例の一 部を改正するものであります。

議案第54号は、平成30年度南知多町一般会計補正予算(第1号)であります。今回の補正は、歳入歳出それぞれ650万円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額をそれぞれ73億3,650万円とするものであります。

歳入歳出予算の補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして総務費250 万円、消防費400万円をそれぞれ追加するものであります。

歳入におきましては、諸収入650万円を追加するものであります。

以上で諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速や かに御承認・御可決を賜りますようお願い申し上げます。

#### 〇議長 (藤井満久君)

これをもって町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

# 日程第4 報告第1号 平成29年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

# 〇議長 (藤井満久君)

日程第4、報告第1号 平成29年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

報告を求めます。

企画部長。

# 〇企画部長 (田中嘉久君)

それでは、報告第1号 平成29年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして御報告を申し上げます。

1枚はねて、平成29年度南知多町繰越明許費繰越計算書をごらんください。

平成30年3月の議会定例会で繰越明許費の補正措置を可決していただきました。この 2事業におきまして、年度内に完了ができないため、記載のとおり平成30年度に繰り越 しをいたしましたので、報告をするものでございます。

繰り越しをいたしました事業は、橋りょう長寿命化修繕事業及び道路橋りょう施設災害復旧事業(補助)の2事業でございます。

表の上段、8款土木費、2項道路橋りょう費の橋りょう長寿命化修繕事業は、内海字

向山にあります内福寺橋の橋りょう改築工事で、翌年度繰越額は1,693万5,000円であります。

表の下段、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費の道路橋りょう施設災害復旧事業(補助)は、昨年の台風21、22号に伴います内海字杁ケ奥及び山海字城山の道路 災害復旧工事で、翌年度繰越額は1,350万8,000円であります。

翌年度繰越額の合計は表の一番下になります。3,044万3,000円でございます。その財源内訳といたしましては、国庫支出金866万3,144円、県支出金597万2,187円、町債860万円及び一般財源の720万7,669円であります。

以上で報告とさせていただきます。

# 〇議長 (藤井満久君)

これをもって報告を終わります。

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について ((損害賠償の額の決定及び和解について (大井地区内における交通事故))

# 〇議長 (藤井満久君)

日程第5、報告第2号 専決処分の報告について((損害賠償の額の決定及び和解について(大井地区内における交通事故))の件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

# 〇総務部長(中川昌一君)

それでは、報告第2号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

2枚目をごらんください。

専決第4号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

南知多町大字大井地区内で発生した交通事故につきまして、損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る平成30年4月11日付で専 決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

1の相手方の住所、氏名につきましては、記載のとおりでございます。

2の事故の概要につきましては、平成29年11月13日午前9時57分ごろ、職員が公用車を訪問先マンションの1階部分の駐車場に駐車しようとした際に、駐車場の高さの確認を怠り、公用車積載の拡声装置外部スピーカーを駐車場天井に接触させ、天井部分を損

傷させたものでございます。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は4万3,200円でありまして、和解の内容は、町は相手方に対し、事故に係る修理代を損害賠償の額として支払うものでございます。

以上で報告を終わります。

今後につきましても、職員の交通安全には十分心がけるよう指導に努めてまいります。 よろしくお願いいたします。

# 〇議長 (藤井満久君)

これをもって報告を終わります。

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について ((損害賠償の額の決定及び和解について (内海地区内における車両損傷事故))

# 〇議長 (藤井満久君)

日程第6、報告第3号 専決処分の報告について((損害賠償の額の決定及び和解について(内海地区内における車両損傷事故))の件を議題といたします。

報告を求めます。

教育部長。

# 〇教育部長兼学校教育課長(山下雅弘君)

報告第3号 専決処分の報告につきまして、御説明いたします。

2枚目をごらんください。

専決第5号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

南知多町立内海小学校地内で発生しました車両損傷事故につきまして、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る平成30年5月29日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

1の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2の事故の概要につきましては、平成30年5月14日午前11時5分ごろ、職員が玄関前の庭を草刈り機で作業中に、飛び石が庭の前に駐車してあった相手方の軽自動車リアガラスに当たり損傷させたものでございます。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は10万7,654円でご

ざいます。和解の内容は、相手方に対し、事故に係る軽自動車の修理代及びその他の一切の費用を損害賠償の額として支払うものでございます。

以上で報告を終わります。

今後におきましても、職員には安全確認を徹底するよう指導に努めてまいりますので、 よろしくお願いいたします。

# 〇議長 (藤井満久君)

これをもって報告を終わります。

# 日程第7 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(南知多町税条例の 一部を改正する条例について)

#### 〇議長 (藤井満久君)

日程第7、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(南知多町税条例の 一部を改正する条例について)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

# 〇総務部長(中川昌一君)

それでは、議案第31号、専決処分の承認を求めます南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の提案理由です。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町税条例を改正する必要が生じましたので、3月31日、町税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

2の改正の主な内容です。

(1)の法人の町民税関係では、納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額 —— これはその申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限ります —— のうち延長後の申告期限前に納付されていた部分は、その納付がされて

いた期間を控除して計算することについての規定を追加するもので、第50条関係で ございます。

- (2)の固定資産税関係では、ア、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、いわゆるわがまち特例の割合を改正及び追加するもので、附則第10条の2関係です。
- (ア)水質汚濁防止法による汚水または廃液の処理施設等の償却資産に係る固定 資産税の課税標準の特例は「3分の1」から「2分の1」に改正するものです。
- (イ)特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事により設置された一定の 雨水貯留浸透施設の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例は「3分の2」か ら「4分の3」に改正するものです。
- (ウ) 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域において、同法に基づき指定された指定避難施設の用に供する家屋のうちの避難用部分及び指定避難施設に附属する避難用の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例「3分の2」を追加するものです。
- (エ)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例につきましては、太陽光発電設備のうち出力が1,000キロワット以上のものは「3分の2」から「4分の3」に、風力発電設備のうち出力が20キロワット未満のものは「3分の2」から「4分の3」に、水力発電設備のうち出力が5,000キロワット以上のものは「2分の1」から「3分の2」に、地熱発電設備のうち出力が1,000キロワット未満のものは「2分の1」から「3分の2」に、バイオマス発電設備のうち出力が1万キロワット未満のものは「2分の1」から「3分の2」にそれぞれ改正するものです。
- イ、改修実演芸術公演施設、これはバリアフリー改修を行った実演芸術の公演等を行う一定の家屋でございまして、これに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定を追加するもので、附則第10条の3関係でございます。
- ウ、土地に係る固定資産税の負担調整の特例の延長で、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改正するもので、附則第11条、第12条及び第13条関係でございます。

3の施行期日等でございます。

施行期日は平成30年4月1日からの施行となります。

経過措置といたしましては、アの町民税関係では、この条例による改正後の南知 多町税条例第50条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日 以後に、同条第1項または第4項の申告書の提出期限が到来する法人の町民税に係 る延滞金について適用するものでございます。

イの固定資産税関係では、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定 資産税に関する部分は平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 29年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものです。

次の(イ)から(カ)につきましては、いずれも固定資産税関係についての適用 でございますが、新条例の附則ごとに経過措置が定められております。

なお、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけておりますので、ご らんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

# 〇議長 (藤井満久君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第31号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

# 日程第8 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて (南知多町都市計画 税条例の一部を改正する条例について)

#### 〇議長 (藤井満久君)

日程第8、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(南知多町都市計画 税条例の一部を改正する条例について)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

# 〇総務部長(中川昌一君)

それでは、議案第32号、専決処分の承認を求めます南知多町都市計画税条例の一部 を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由です。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町都市計画税条例を改正する必要が生じましたので、3月31日、町都市計画税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

2の改正の主な内容です。

- (1)改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定を追加するもので、附則第6項関係でございます。
- (2)土地に係る都市計画税の負担調整の特例の延長で、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改正するもので、附則第7項から第12項関係でございます。
  - 3の施行期日等です。

施行期日は平成30年4月1日からの施行となります。

経過措置といたしましては、この条例による改正後の南知多町都市計画税条例の 規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分まで の都市計画税については、なお従前の例によるものです。

なお、都市計画税につきましては、本町は平成15年度以降課税の停止をしております。

提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけておりますので、ごらんい ただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 〇議長 (藤井満久君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第32号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(南知多町国民健康 保険税条例の一部を改正する条例について)

# 〇議長 (藤井満久君)

日程第9、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

# 〇総務部長(中川昌一君)

それでは、議案第33号、専決処分の承認を求めます南知多町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由です。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町国民健康保険税条例を改正する必要が生じましたので、3月31日、町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

2の改正の内容です。

低所得者に係る保険税軽減の拡充で、第23条関係です。これは国民健康保険税の 減額に関するもので、5割軽減及び2割軽減の基準額の算定方法の変更でございま す。

- (1)として、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、33万円に加算する被保険者数等の数に乗ずべき金額を、現行の「27万円」から「27万5,000円」に引き上げるものでございます。
- (2)として、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、33万円に加算する被保険者数等の数に乗ずべき金額を、現行の「49万円」から「50万円」に引き上げるものでございます。

3の施行期日等でございます。

平成30年4月1日からの施行となります。ただし、改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものです。

なお、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、ごら んいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

# 〇議長 (藤井満久君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

# 〇5番(内田 保君)

教えてください。

今回の改正によって、拡充としているということでございますが、改正前の世帯数は どれだけで、改正後この27.5万円となった5割軽減ですね。5割基準、この方の世帯は どれだけになっているか。それから、2割の場合も同じように、改正前はどれだけの世 帯が対象となり、改正後はどれだけの世帯になっていますか。

# 〇議長 (藤井満久君)

税務課長。

# 〇税務課長(神谷和伸君)

改正前の世帯数と改正後の世帯数ということでよろしいでしょうか。

これにつきましては、軽減額の拡充ということで対象の所得が同じということでありますので、改正前、改正後も同じ世帯数にはなります。

ということで、この対象となります 5 割軽減の分が 9 世帯ふえまして、実際、もともとは改正前につきましては426世帯がありまして、改正後435世帯ということになります。 2 割軽減につきましては、改正前が378世帯、改正後383世帯ということで、5 世帯増という軽減対象の世帯数ということになります。介護分につきましては、改正前は186世帯で、改正後につきましては190世帯ということで、4 世帯増ということになります。 以上であります。

# 〇議長 (藤井満久君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第33号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第34号 新たに土地が生じたことの確認について (大字篠島) 日程第11 議案第35号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更について (大字篠島)

# 〇議長 (藤井満久君)

日程第10、議案第34号 新たに土地が生じたことの確認について(大字篠島)、日程 第11、議案第35号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更について(大字篠島)の2 件は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

# 〇建設経済部長 (鈴木良一君)

それでは、議案第34号 新たに土地が生じたことの確認について及び議案第35号 公 有水面の埋立てに伴う字の区域の変更についての2議案につきまして、提案理由の御説 明を申し上げます。

議案第34号 新たに土地が生じたことの確認につきましては、平成28年7月26日付で愛知県に免許された漁港施設用地の公有水面の埋め立てについて、平成30年2月9日に竣功認可を受けましたので、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づきまして、新たに土地が生じたことの確認をお願いするものでございます。

また、議案第35号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更につきましては、新たに 土地が生じたことの確認に伴いまして、地方自治法第260条第1項の規定に基づきまし て、字の区域の変更をお願いするものでございます。

新たに生じた土地につきましては、議案第34号の1枚目をごらんください。

大字篠島字東山1番20、21、25及び28の地先公有水面埋立地でございます。その面積は738.22平方メートルでございます。

議案第35号におきまして、新たに生じた土地を篠島字東山に編入するものでございます。

議案第34号に添付してあります参考資料をごらんください。

1ページ目につきましては埋め立ての位置図、2ページ目につきましては埋め立ての 形状図、3ページ目につきましては埋め立て工事の求積平面図、4ページ目につきまし ては埋立地付近の整理図でございます。御確認をいただきたいと思います。 以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

# 〇議長 (藤井満久君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

# 〇5番(内田 保君)

漁業施設用地の公有水面埋め立てと、そういう理由づけになっております。これは埋め立てられた後、主にどのようなもので使われていくのかというその見通しについてお聞かせ願いたいと思います。

# 〇議長 (藤井満久君)

建設課長。

#### 〇建設課長(鈴木淳二君)

埋め立て後の利用に関してだと思いますが、まず小型船を係留するための岸壁及び漁 具保管修理施設用地という形で使っていく予定をしております。以上でございます。

# 〇議長 (藤井満久君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第34号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第34号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第35号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第35号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

# 日程第12 議案第36号 人権擁護委員の推薦について

# 〇議長 (藤井満久君)

日程第12、議案第36号 人権擁護委員の推薦についての件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

町長。

# 〇町長(石黒和彦君)

議案第36号 人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。 人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、 町長が議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦するものであり、これにより同大臣 から委嘱されるものであります。

今回、5人の委員のうち日間賀島地区の鈴木千代菊さんが平成30年9月30日をもって 任期満了となります。

つきましては、その後任の候補者として、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある鈴木万蔵さんを新任で人権擁護委員の候補者として 法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

候補者の主な経歴を申し上げます。

鈴木万藏さんは、平成9年度に愛知県立内海高等学校日間賀島分校のPTA副会長を、また平成20年度から2年間、日間賀島地区区会議員を務められました。現在は、平成28年度から、あいち知多農業協同組合南知多日間賀島東地区の生産組合長を務められております。

なお、人権擁護委員の任期は3年であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申 し上げます。

# 〇議長 (藤井満久君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。休憩は10時30分までといたします。

[ 休憩 10時17分 ]

[ 再開 10時30分 ]

# 〇議長 (藤井満久君)

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

日程第13 議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第14 議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第15 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

# 〇議長 (藤井満久君)

日程第13、議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてから日程第15、議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてまでの3件は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### 〇町長 (石黒和彦君)

議案第37号、議案第38号、議案第39号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、地方税法第423条第1項の規定に基づき、固定資産課税 台帳に登録された価格に関する不服を審査・決定するため町に設置されております。委 員の定数は3名で、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。

現在の委員3名は、大字山海の内藤宗充さんが7月14日、大字豊浜の榊原司泰さんが7月9日、大字大井の石黒忠史さんが7月3日をもってそれぞれ任期満了となります。 議案第37号、内藤宗充さんには引き続き委員をお願いするものでございます。

内藤宗充さんは、内海地区区長会長、社会教育審議会委員などの公職を務められ、平成23年7月から社会福祉協議会会長に就任されております。なお、平成20年5月から固定資産評価審査委員会委員につかれております。

議案第38号、榊原司泰さんには引き続き委員をお願いするものでございます。

榊原司恭さんは、土木工事業を営む傍ら、豊浜初神地区の区会議員や区長として地区 の発展に貢献され、平成22年度からは町交通安全推進員としてお務めいただいておりま す。なお、平成24年7月から固定資産評価審査委員会委員につかれております。

議案第39号、石黒忠史さんの後任としまして、新たに大字大井の渡邉三郎さんを委員 として選任のお願いをするものでございます。

渡邉三郎さんは、昭和53年4月より南知多町役場職員として勤務し、総務部長、厚生部長を歴任され、平成28年3月に退職されました。

3名の方は、人格、識見ともすぐれ、委員として適任者でありますので、地方税法第 423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、委員の任期は3年であります。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 〇議長 (藤井満久君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内田議員。

# 〇5番(内田 保君)

今、町長から説明があって、大体わかったわけですが、3番目の渡邉さんについて、いわゆる地方税法第423条第3項では、町長は、固定資産税の評価については学識経験を有する者のうちから当該市町村の議会の同意を得て町長が選任すると、こうなっております。

学識経験を有するという点からいって、どの点を評価されているのかと、そこをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

# 〇議長 (藤井満久君)

総務課長。

# 〇総務課長 (大岩幹治君)

渡邉三郎様につきましては、先ほど町長が申し上げましたように役場職員として勤めておりました。その中で、税務課の固定資産税の係を担当しておりましたので、学識を有する者として上げさせていただきました。以上です。

# 〇議長 (藤井満久君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第37号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。 これより議案第38号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第38号の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。 これより議案第39号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第39号の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。

# 日程第16 議案第40号 教育委員会委員の任命同意について

# 〇議長 (藤井満久君)

日程第16、議案第40号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

町長。

#### 〇町長(石黒和彦君)

議案第40号 教育委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

教育委員会委員の5名のうち、小久保五資さんが平成30年7月14日をもって任期満了 となります。つきましては、小久保五資さんの後任として、折戸良直さんを任命したい と存じます。

折戸良直さんは、人格、識見にすぐれ、平成24年度には篠島小学校のPTA会長並び に南知多町小中学校PTA連絡協議会会長、平成27年度には篠島中学校のPTA会長を 務められるなど、教育に関する経験も豊かでありますので、地方教育行政及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、折戸良直さんの任期は平成30年7月15日から4年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

# 〇議長 (藤井満久君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

#### 〇5番(内田 保君)

折戸さんの推薦について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

南知多町の教育委員会が新たにまた1人追加、かわるということで、一応地方教育行政の組織及び運営に関する法律、その4条にはこのように書かれております。

いわゆる人格が高潔で教育行政に識見を有する者のうちから選ぶと、町がですね。その選び方として、こういうふうに書いてあります。任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者、いわゆるこれは民法上のものですから20歳未満です、保護者である者が含まれるようにしなければならないと義務規定になっています。

そういう点から見て、この委員の年齢や性別、そして職業等に偏り、職業は偏りはないと思いますが、年齢と性別、そして保護者の該当のいわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律の4条の第5、これに適合しているのかどうか、よろしくお願いしたいと思います。

#### 〇議長 (藤井満久君)

教育長。

#### 〇教育長 (大森宏降君)

今おっしゃられましたこと、回答をさせていただきます。

まず年齢でございますけど、今回、新たに折戸さんを選任するわけでございまして、 折戸さんが選任されれば本年の7月15日から教育委員5人という体制で行われるわけで ございます。その5人でございますが、年齢を申し上げますと、63歳、61歳、折戸さん が56歳、ほか53歳、46歳ということで、年齢に偏りはないと思っております。

また、男性3名、女性2名ということで、性別の偏りもないと思っております。

あと職業でございますけど、僧侶が1名、医療法人の役員が1名、旅行業1名、ピアノ講師1名、折戸さんが会社員ということで偏りがないと。あと保護者でございますけど、折戸さんが入っていただくことによりまして保護者が南知多町におきましては3名確保できるということになりますので、もし万が一、委員さんに何らかの状況が生じたとしても、保護者3名ということは万全の体制であるというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

# 〇議長 (藤井満久君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号の件を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。

日程第17 議案第41号 農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者 の割合を4分の1以上とすることの同意について

# 〇議長 (藤井満久君)

日程第17、議案第41号 農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることの同意についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

# 〇建設経済部長 (鈴木良一君)

それでは、議案第41号 農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることの同意について、提案理由の御説明を申し上げます。 提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由でございます。

農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定により、農業委員会委員の候補者を募集した結果、委員定数7人に対して7人の推薦または応募がありました。しかし、候補者のうち認定農業者等はいなく、認定農業者等に準ずる者は2人でありました。

このため、法第8条第5項で規定している認定農業者等が農業委員会委員の過半数を 占めることができなくなったので、同法第8条第5項のただし書き及び同法施行規則第 2条第2号で規定している認定農業者が少ない場合で、認定農業者等またはこれらに準 ずる者が農業委員会委員の4分の1以上を占めることを適用するため、議会の同意を求 める必要があるからでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

# 〇議長 (藤井満久君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

#### 〇5番(内田 保君)

この問題については、全員協議会の中でも少し説明がありました。

ただやっぱり認定農業者が本来的な、担うという、4名以上ですね。そういう形になっているにもかかわらず、それが出ないと。そういうことについては、なぜ認定農業者が立候補してこなかったのかと、そのことについては当局の皆さんはどのようにお考えですか。

#### 〇議長 (藤井満久君)

産業振興課長。

# 〇産業振興課長 (川端徳法君)

農業委員さんの推薦に当たりまして、各種生産組合、JA、土地改良区等に説明に行きました。そこで認定農業者の方の推薦を依頼してきたわけですが、実際問題、認定農

業者さんの推薦がないということは、認定農業者さんが生業のほう、農業のほうに重点 を置いてみえるというふうではないかと推測しております。以上でございます。

#### 〇議長 (藤井満久君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第41号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

# 〇5番(内田 保君)

今回の施策については極めて限定の限定というか、仕方なくこのような措置をするということだと思います。本来の趣旨は、やはり農業がしっかりと、南知多の農業をどのように発展させていくのかと、まさにいろんな農業委員会の場で話されることが必要だと思います。

ぜひとも法の精神に基づいた認定農業者が、今後、積極的に南知多町の農政、また農業委員会の活動にかかわっていかれますように、ぜひとも周知、宣伝をしていただきたいと。今回については仕方ないと思っておりますが、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

# 〇議長 (藤井満久君)

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号の件を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。

この間に、教育長のほうから先ほどのお答えに対する誤りがあるそうですので、教育 長。

# 〇教育長 (大森宏隆君)

先ほど、内田議員の御質問に対しまして答弁をいたしましたが、年齢に誤りがございましたので訂正させていただきたいと思います。

5名の方の年齢を申し上げました。年齢自体には誤りがございませんが、私、そのとき折戸さんの年齢を56歳と申し上げましたけど、56歳は別の方でございまして、折戸さんは53歳でございました。おわびして訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

# 〇議長 (藤井満久君)

ありがとうございました。

日程第18 議案第42号 農業委員会委員の任命同意について

日程第19 議案第43号 農業委員会委員の任命同意について

日程第20 議案第44号 農業委員会委員の任命同意について

日程第21 議案第45号 農業委員会委員の任命同意について

日程第22 議案第46号 農業委員会委員の任命同意について

日程第23 議案第47号 農業委員会委員の任命同意について

日程第24 議案第48号 農業委員会委員の任命同意について

# 〇議長 (藤井満久君)

日程第18、議案第42号 農業委員会委員の任命同意についての件から日程第24、議案 第48号 農業委員会委員の任命同意についての件までの7件は関連がありますので一括 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

# 〇町長 (石黒和彦君)

それでは、議案第42号から議案第48号 農業委員会委員の任命同意につきまして、提 案理由の御説明を申し上げます。

本件は、農業委員会委員が平成30年7月19日をもって任期満了となりますので、7名の方を農業委員会委員に任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第42号、間瀬憲一さんにつきましては、現在、農業委員会会長を務めていただいており、その他あいち知多農業協同組合の南知多地域担当理事の代表を務めておられま

す。息子さんの経営している農業に従事され、経営にも参画されており、農業に関する 識見もあります。農業委員として適任と考えていますので、農業委員に引き続き任命さ せていただきたいものでございます。なお、この方は認定農業者等に準ずる者でござい ます。

議案第43号、神谷勇さんにつきましては、現在、知多南部土地改良区理事長を務めておられます。農業に従事されています。農業委員として適任と考えていますので、農業 委員に任命させていただきたいものでございます。

議案第44号、家田増明さんにつきましては、現在、農業委員会委員を務めていただいており、そのほか愛知用水土地改良区南知多地域の理事を務めておられます。農業に従事されています。農業委員として適任と考えていますので、農業委員に引き続き任命させていただきたいものでございます。

議案第45号、宮地角也さんにつきましては、現在、農業委員会委員を務めていただいており、過去に漁業経営をされておられましたが、農業には従事されておりません。しかし、農業に関する識見もあり、農業委員として適任と考えていますので、農業委員に引き続き任命させていただきたいものでございます。なお、この方は農業委員会の所掌事務に利害関係のない中立な人でございます。

議案第46号、吉澤保則さんにつきましては、現在、農業委員会委員を努めていただい ております。そのほか内海地区区長会長を務めておられます。農業に従事されています。 農業委員として適任と考えていますので、農業委員に引き続き任命させていただきたい ものでございます。

議案第47号、内田敏明さんにつきましては、現在、農業委員会委員を務めていただい ております。農業に従事されています。農業委員として適任と考えていますので、農業 委員に引き続き任命させていただきたいものでございます。

議案第48号、石黒信行さんにつきましては、農業に従事されています。過去に認定農業者に認定されており、現在は息子さんの経営している農業に従事され、経営にも参画されており、農業に関する識見もあります。農業委員として適任と考えていますので、農業委員に任命させていただきたいものでございます。なお、この方は認定農業者等に準ずる者でございます。

以上で提案説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

# 〇議長 (藤井満久君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第42号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第42号の件を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。 これより議案第43号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第43号の件を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。 これより議案第44号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第44号の件を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。 これより議案第45号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第45号の件を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。 これより議案第46号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第46号の件を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。 これより議案第47号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第47号の件を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。 これより議案第48号に対する討論に入ります。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第48号の件を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。

# 日程第25 議案第49号 工事請負契約の締結について (日間賀島渡船施設整備工事) 〇議長 (藤井満久君)

日程第25、議案第49号 工事請負契約の締結について(日間賀島渡船施設整備工事) の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

# 〇建設経済部長(鈴木良一君)

それでは、議案第49号 工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由でございますが、日間賀島渡船施設整備工事について、請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、去る5月30日に4社による指名競争にて実施したものです。

2の工事の概要でございますが、工事名は日間賀島渡船施設整備工事、工事場所は南 知多町大字日間賀島地内でございます。

施設の概要でございますが、構造は鉄骨造平家建て、床面積288平方メートル、主な 用途は待合ロビー、観光案内所、切符売り場、トイレなどでございます。

工期は平成31年2月28日まで、請負契約金額は1億2,852万円、うち取引に係る消費 税及び地方消費税の額は952万円でございます。

請負契約者は、南知多町大字片名字新師崎20番地、株式会社石橋組でございます。

なお、裏面の2ページ目には入札結果を、3ページ目には工事場所の位置図、立面図、 4ページ目には平面図をつけてございます。御確認をいただきたいと思います。

また、入札結果につきましては全て税抜き表示となっておりますので、御了承ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

# 〇議長 (藤井満久君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

# 〇5番(内田 保君)

日間賀島の入札の問題について、ちょっとお聞きします。

1ページめくりますと、そこに入札結果が書かれております。

まずお聞きしたいのは、この入札が指名入札になっておりますが、なぜこの4社にし たのかと、これが1点目です。

それから2点目、最低制限価格を出したということなので、最低制限価格は幾らだったんでしょうか。これは2点目です。

それから3点目ですが、ちょっと私が計算してみますと約99.6%から97.数%で、その間でこの業者の入札がされております。談合の疑いがなかったのか、それについて当局の見解を知りたいと思います。

#### 〇議長 (藤井満久君)

検査財政課長。

#### 〇検査財政課長(山下忠仁君)

内田議員の入札のことについての御質問に対して、御回答させていただきます。

4社の指名競争入札ということで、それは適正かということでございますが、この4 社に関しましては、指名審査会におきまして4社を決定させていただきまして、それに 伴いまして4社を決定させていただいております。

予定価格につきましても、見積もり等によりまして提出されたものに対し適正と認めまして、その予定価格を設定させていただいております。

最低制限価格につきましては設定してありますが、予定価格によりましてその最低制 限価格を設けております。

あとこの入札によるものに対する適正かということに関しましては、公平な入札を電 子入札でさせていただいておりますので、適正と考えております。以上でございます。

# 〇議長 (藤井満久君)

ほかに質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

# 〇5番(内田 保君)

最低制限価格を予定価格と同じにしたということでよろしいですか。

# 〇議長 (藤井満久君)

検査財政課長。

# 〇検査財政課長(山下忠仁君)

済みません。手持ち資料が今ございませんので、後で最低制限価格のほうを御報告させていただきます。

# 〇議長 (藤井満久君)

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第49号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

# 日程第26 議案第50号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

# 〇議長 (藤井満久君)

日程第26、議案第50号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

# 〇総務部長(中川昌一君)

それでは、議案第50号 南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由 の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由です。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして、 現行条例の一部を改正する必要があるからです。

2の改正の内容です。

地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、いわゆるわがまち特例の割合の追加で、生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例割合ゼロを追加するもので、附則第10条の2関係でございます。

3の施行期日です。

施行期日は公布の日、または生産性向上特別措置法の施行の日のいずれか遅い日から 施行するものです。

また、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんい ただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

# 〇議長(藤井満久君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

# 〇5番(内田 保君)

教えてください。

生産性向上特別措置法が6月6日から施行されております。

1つお聞きしたいのは、ここでゼロにしてしまっているんですが、いわゆる附則の15条の47項で課税標準価格にはゼロから2分の1と、このような形で中小企業が一定の設備投資を行った際に固定資産税が3年間の減免で、課税標準がゼロから2分の1という範囲を設定しているんですね。それで、あえて南知多町がゼロにしてしまうと。そのことは妥当なのか、どういう考えがあってこのことをやられるのか。

また今後、この施策をやることによって新たな中小企業、例えばプラスチック団地だとか、そういうような形でのいろんな中小企業と南知多町が連携して施策をやっていく、 そういう考え方があってのことなのか、それもついでにお聞きしたいと思います。

#### 〇議長 (藤井満久君)

税務課長。

# 〇税務課長(神谷和伸君)

特例の割合につきましては、先ほど内田議員さんが言われたとおり、地方税法上では 2分の1からゼロの間ということで、そのうちのゼロということでしております。

このゼロにつきましては、言ってみれば税金がかからないという状況にするということになりますが、この限られた年数がありまして、生産性、いわゆる中小企業の先端設備の導入の促進に関する指針というのがありまして、それに基づいて積極的に生産設備等を導入することを支援するという意味合いがありますので、そういう意味合いでゼロという割合にしております。以上であります。

# 〇議長 (藤井満久君)

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

# 〇5番(内田 保君)

議長、まだ、もう一点、今後の何か計画はあるのかということです。この法律を使って、今後の計画はあるんですかということを2つお聞きしました。

# 〇議長 (藤井満久君)

税務課長。

# 〇税務課長(神谷和伸君)

計画につきまして、私ども、税といたしましてはこの割合をゼロというふうに定めた わけですが、これについては町のほうで生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計 画というのを作成いたしまして、それに基づいて計画しております。

これについては担当が産業振興課になりますので、そちらのほうから説明させてもらいたいと思っております。

# 〇議長 (藤井満久君)

産業振興課長。

# 〇産業振興課長 (川端徳法君)

町が作成しました先端設備導入計画、基本計画、これを6月7日に国のほうに計画を 提出して、今認定を待っておる状態です。

(「議長、これは税条例の範疇外だと思いますがいかがでしょうか。事業についての質問でしたので」と呼ぶ者あり)

# 〇議長 (藤井満久君)

議題外ということで、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

# 〇5番(内田 保君)

結構です。

# 〇議長 (藤井満久君)

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第50号の件については、総務建設委員会に付託 することに決定しました。

# 日程第27 議案第51号 南知多町 都市計画税条例の一部を改正する条例について 〇議長(藤井満久君)

日程第27、議案第51号 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例についての件

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

#### 〇総務部長(中川昌一君)

それでは、議案第51号 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、 提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由です。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして、 現行条例の一部を改正する必要があるからです。

2の改正の内容です。

- (1)地方税法附則第15条第48項の規定に基づく課税標準の特例の追加で、都市再生特別措置法に規定する立地誘導促進施設の用に供する土地に係る都市計画税の課税標準の特例を追加するもので、第1条関係です。
  - (2)は地方税法の一部改正に伴いまして、字句の整理を行うもので第2条関係です。 3の施行期日です。

公布の日、または都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行するものです。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するものです。

また、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんい ただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 〇議長 (藤井満久君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に 付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

# (「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第51号の件については、総務建設委員会に付託 することに決定しました。

# 日程第28 議案第52号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

#### 〇議長 (藤井満久君)

日程第28、議案第52号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

# 〇建設経済部長(鈴木良一君)

それでは、議案第52号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由につきましては、公営住宅法の一部改正が平成29年7月26日に施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の主な内容につきましては、町営住宅の入居者が収入申告等を行えない場合の家賃の算定方法に関する規定を追加するもので、第14条第4項関係でございます。

3の施行期日は公布の日でございます。

また、次のページから条例改正に係る新旧対照表をおつけしてありますので、御確認 をいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

# 〇議長(藤井満久君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

# 〇5番(内田 保君)

ちょっと確認したいので、よろしくお願いします。

新旧対照表のところを見ていただいて、そこに4のところが追加されているわけです。 それで、いわゆるこの条項については身体障害者や知的障害者、精神障害者及び介護保 険法に該当する方で、なかなかその申告が行えないと。それで、その方がもし勤めてお れば、その事業所などに問い合わせをして、そして家賃等の算定をしていくという手続 になっていると思うんですが、それで私がちょっとわからないのは、そこの条文の一番 下ですね。

ちょっと読みますと、町長は町営住宅の入居者が第15条第1項の規定による収入の申告をすること及び第36条の規定による収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは — 先ほど言ったような障害者の方です — 第1項の規定にかかわらず、当該入居者の町営住宅の毎月の家賃を、毎年度、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法 — だから、これが事業所等に問い合わせる方法ですね — により把握した入居者の収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条、これがわからないんです。令第2条に規定する方法により算出すると。

これっていうのは、2条というのはどういう法律なんですか。私、調べたんですけど、 よくわからないんですよ。教えてください。

# 〇議長 (藤井満久君)

建設課長。

# 〇建設課長 (鈴木淳二君)

令第2条につきましては、公営住宅法施行令でございます。

家賃の算定の方法につきましては、家賃算定基礎額に市町村の立地係数や規模係数、 経過年数係数、利便性係数を掛けて算出しております。以上でございます。

# 〇議長 (藤井満久君)

ほかにありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

#### 〇5番(内田 保君)

この条例をつくるのに当たって、実際に知的障害者や精神障害者等が町営住宅を使われていると、そういうふうな実例というか、そういうものは実際にあるのか、ないのかということについてお聞かせ願いたいと思います。

# 〇議長 (藤井満久君)

建設課長。

# 〇建設課長 (鈴木淳二君)

公営住宅法施行規則第8条で規定するものにつきましては、今現在、いらっしゃいません。以上でございます。

# 〇議長 (藤井満久君)

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第52号の件については、総務建設委員会に付託 することに決定しました。

# 日程第29 議案第53号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

# 〇議長 (藤井満久君)

日程第29、議案第53号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

#### 〇厚生部長(田中吉郎君)

それでは、議案第53号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、 提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

- 1. 改正の理由は、介護保険法施行令の一部改正が平成30年8月1日に施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。
- 2. 改正の内容は、「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改めるもので、 第4条第1項関係であります。
  - 3. 施行期日は、平成30年8月1日からであります。

なお、次のページに新旧対照表を添付してありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

## 〇議長 (藤井満久君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に 付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第53号の件については、文教厚生委員会に付託 することに決定しました。

# 日程第30 議案第54号 平成30年度南知多町一般会計補正予算 (第 1 号)

# 〇議長 (藤井満久君)

日程第30、議案第54号 平成30年度南知多町一般会計補正予算(第1号)の件を議題 といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

#### 〇副町長(北川眞木夫君)

議案第54号 平成30年度南知多町一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650万円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億3,650万円とするものでございま す。

補正をお願いする内容であります。

まず歳出から御説明いたしますので、6ページ、7ページをごらんください。

中段の3. 歳出であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、8 目企画費250万円の増額補正であります。これは内 海地区が購入を予定しております事務用機器、祭礼用備品などに対しまして一般財団法 人自治総合センターから一般コミュニティ助成事業としましてコミュニティ助成金が交 付されることになりましたので、その同額を補助金として交付するものでございます。

次にその下、9款消防費、1項消防費、4目災害対策費400万円の増額補正であります。これは大井区自主防災組織及び片名区自主防災会の2団体が購入を予定しております救助用資機材及び避難所用備品などに対しまして、一般財団法人自治総合センターから地域防災組織育成助成事業としましてコミュニティ助成金が交付されることとなりましたので、その同額を補助金として交付するものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

同じページの上段をごらんください。

2. 歳入であります。

19款諸収入、4項雑入、3目雑入650万円の増額補正であります。これは歳出の総務費と消防費に計上しましたコミュニティ助成事業補助金に係る一般財団法人自治総合センターからの助成金であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

# 〇議長 (藤井満久君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第54号の件については、総務建設委員会に付託 することに決定しました。

# 〇議長 (藤井満久君)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。 [ 散会 11時22分 ]

-46-